

太田市運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主返納をした市民の移動を支援するため公共交通機関の利用を促進し、もって交通事故の減少に寄与することを目的として、公共交通機関の回数券を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、運転免許証の自主返納とは、自らが受けている全ての運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第1項の運転免許をいう。以下同じ。）について、法第104条の4第1項の規定による取消しの申請をして同条第2項の規定により当該運転免許を取り消され、これにより法第107条第1項第1号に掲げる事由に該当したため、同項の規定により当該運転免許に係る免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 令和7年4月1日以後に運転免許証の自主返納をしたこと。

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者に対して、太田市公共バス回数券（以下「回数券」という。）5,500円分を、1回限り交付するものとする。

2 回数券は、予算の範囲内において交付する。

(申請)

第5条 回数券の交付を申請する者は、公共バス回数券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長あてに提出しなければならない。

- (1) 申請による運転免許の取消通知書
- (2) 無効確認を受けた運転免許証
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、運転免許証の自主返納をした日から30日以内にしなければならない。

(回数券の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当である

と認めた者については、回数券を交付するものとする。

(回数券の利用条件)

第7条 市長は、前条の規定により交付した回数券の使用について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 回数券の払い戻しは行わない。
- (2) 回数券の再交付は行わない。

(回数券の返還)

第8条 市長は、回数券の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたと認めるときは、当該対象者に対し、未使用の回数券の返還を求めることができる。この場合において、対象者に利用済の回数券がある場合は、当該回数券の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。